

無料スマホ教室を開催します

☎ デジタル改革課 ☎0823-43-1654

梅雨の季節がやってきました。LINEや防災速報のアプリを使用して、避難場所リスト、ハザードマップの調べ方、災害伝言ダイヤル、防災用品（備蓄品リスト）など一緒に確認をしてみませんか？

「興味があるけど、よくわからない」「難しそうでちょっと不安…」と思っている方！スマートフォンの楽しさや「思ったより簡単！」を実感してみませんか？

日時 7月8日（火）午前10時30分～正午

場所 能美市民センター

内容 実際にスマホ（貸出機）を操作しながら、体験できます。

定員 20人（先着順、最小開催人数10人）

申込先 デジタル改革課に電話でお申込みください。

移動型「スマサポ号」を活用した無料スマホ教室を開催します。

月日	時間	教室の内容	場所
7月1日(火)	午前11時～正午	Androidの使い方(基礎編)	ゆめタウン江田島 駐車場 (バス停横付近)
	午後12時30分～1時30分	Androidの使い方(応用編)	
	午後2時30分～3時30分	生成AIを使ってみよう	
	午後4時～5時	生成AIを使ってみよう	
7月8日(火)	午前11時～正午	Androidの使い方(基礎編)	
	午後12時30分～1時30分	Androidの使い方(応用編)	
	午後2時30分～3時30分	生成AIを使ってみよう	
	午後4時～5時	生成AIを使ってみよう	



Android 使い方（基礎編） マップを使いながらの基本操作、ルート検索、カメラの撮影、動画の撮影、QRコード読み取り

Android 使い方（応用編） インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加・移動方法

生成AIを使ってみよう 俳句の生成、生成AIと対話、具体的な活用方法、注意すべきポイント

定員 各回3人（先着順・事前予約制）

申込方法 電話でお申し込みください。予約受付コールセンター☎0800-111-9442 受付時間 午前9時～午後5時（※無休、先着順）

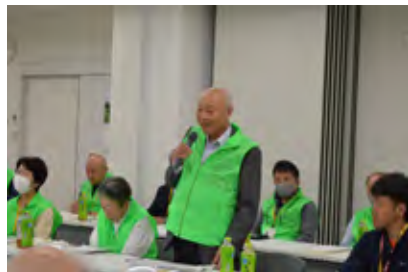
民生委員・児童委員 ～心と心のつなぎ役～

石川県かほく市の民生委員・児童委員との交流

☎ 社会福祉課 ☎ 0823-43-1638

6月3日(火)、石川県かほく市高松地区の民生委員・児童委員が来島し、本市の民生委員・児童委員と互いの活動の内容について交流を行いました。

昨年の能登半島地震が起きたことから「自然災害に対して民生委員としてできることは何か」をテーマとして意見交換し、「普段からの訪問活動など、地域住民との信頼関係を築いておくことが大切」であることを再認識しました。



災害に備える民生委員活動のポイント（全国民生委員児童委員連合会）

- 1 災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先
- 2 平常時において、地域ぐるみの要援護者の支援体制づくりに協力する
- 3 発災後、安全が確保できた後、無理のない範囲で要援護者支援に協力する



広島県民児協
マスコットキャラクター
「ミンジー」

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」のご案内）

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、次の事情により、当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

- 1 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給します。
- 2 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給します。

（注1）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

（注2）所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

手続き方法

- 1 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

- （1）令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が江田島市である場合

対象者には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付します（7月下旬送付予定）。

確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して確認書及び本人確認書類等を同封している返信用封筒で提出してください。

- （2）令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転出により異なる場合

給付金を受け取るには、申請が必要です。

令和6年中に転入された方であって給付対象となる方は、申請に必要な書類（※1）をそろえて、提出してください。

令和6年中に転出された方は、令和7年度課税団体にお問い合わせください。

- 2 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方

給付金を受け取るには、申請が必要です。対象者には、申請書を送付します（7月下旬送付予定）。

申請に必要な書類（※1）をそろえて、同封している返信用封筒で提出してください。

※他市町村からの転入者等は、市から通知を発送できない場合があります。対象要件を満たす場合は、税務課までお問い合わせください。

支給確認書等の提出期限 10月31日(金)

注意

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）の「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署が警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。



（※1）申請に必要な書類

- ・調整給付金（不足額給付分）申請書
必要事項を記入
- ・本人確認書類の写し
マイナンバーカード・運転免許証など
- ・振込口座を確認できる書類の写し
通帳（支店、口座番号及び名義のフリガナを確認できるページ）、キャッシュカードなど
- ・その他必要に応じて添付する書類
申請書に記載してありますのでご確認ください。